

平成 30 年 7 月 24 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局  
雇用保険課長補佐（業務担当）

平成 30 年 7 月豪雨により職場復帰が困難となった場合等における  
育児休業給付の取扱いについて

平成30年7月豪雨（以下「豪雨災害」という。）により、保育所等が被害を受け、予定していた育児休業からの職場復帰が困難になるおそれがあり、育児休業給付の受給者にも影響が及ぶ可能性がある。

今般、こうした状況を踏まえ、保育所等が豪雨災害の影響を受けた場合の育児休業給付の取扱いについて下記のとおり示すので、その実施に遺漏のないよう特段のご配慮をよろしく願います。

#### 記

1 豪雨災害により保育所等が被害を受け、予定していた職場復帰が困難になった場合の育児休業給付受給者への対応について

豪雨災害により、災害救助法の適用地域（今後、激甚災害法の適用により指定を受けた場合は当該地域）に所在する保育所等が被害を受けたために、職場復帰ができない場合（豪雨災害による一時的避難や受付の停止のために、保育所等への保育の申込みができなかった場合を含む。）雇用保険業務取扱要領59603(3)イに該当するものとして、支給対象期間の延長を行って差し支えないこと。また、保育の利用が実施されないことの確認は、市町村から発行された証明書を提出させることとしているが、本人の申出による手続も可能とすること。

2 豪雨災害により、再度同一の子について育児休業を取得する場合の対応について

育児休業を行ったことのある労働者が当該対象育児休業終了後、豪雨災害により災害救助法の適用地域（今後、激甚災害法の適用により指定を受けた場合

は当該地域)に所在する保育所等が被害を受けたために、当該子について保育の利用が実施されず、再度同一の子について育児休業を取得する場合、雇用保険業務取扱要領 59503(3)イ(ロ)⑦に該当するものとして、育児休業給付の対象として差し支えないこと。なお、育児休業を再取得後上記1の事由により、支給対象期間を延長することも可能であること。

以上